（情報利用推進課の所掌事務）

第十条　情報利用推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気象業務に関する基本的な計画（気象情報の利用の促進に係るものに限る。）の作成及び推進に関すること。

二　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動（以下単に「地震動」という。）に限る。）、津波、高潮、波浪及び洪水の予報業務並びに気象の観測の成果を無線通信により発表する業務に関する許可に関すること。

三　気象予報士に関すること。

（数値予報課の所掌事務）

第十一条　数値予報課は、気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（津波を除く。）の数値予報に関する事務をつかさどる。

（情報通信基盤課の所掌事務）

第十二条　情報通信基盤課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気象庁の情報システムの整備及び管理に関すること（情報政策課の所掌に属するものを除く。）。

二　気象通信に関すること。

（気象衛星課の所掌事務）

第十三条　気象衛星課は、気象衛星を利用して行う気象業務に関する事務（大気海洋部及び地震火山部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第三款　大気海洋部

（大気海洋部に置く課）

第十四条　大気海洋部に、次の六課を置く。

業務課
気象リスク対策課
予報課
観測整備計画課
気候情報課
環境・海洋気象課

（業務課の所掌事務）

第十五条　業務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　大気海洋部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

（予報課の所掌事務）

第十一条　予報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の予報及び警報に関すること（他部及び他課の所掌に属するものを除く。）。

二　天気相談に関すること。

三　気象、地象及び水象の観測の成果及び情報の速報に関すること。

（数値予報課の所掌事務）

第十二条　数値予報課は、気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象の数値予報に関する事務（他部及び情報通信課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（情報通信課の所掌事務）

第十三条　情報通信課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気象情報の総合的な処理のための情報システムの整備及び運用に関すること。

二　気象通信に関すること。

（新設）

第三款　観測部

（観測部に置く課）

第十四条　観測部に、次の三課を置く。

計画課
観測課
気象衛星課

（計画課の所掌事務）

第十五条　計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　観測部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二　予報及び警報の伝達の組織及び方法に関すること（地震火山部の所掌に属するものを除く。）。

三　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び陸水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測の成果の解析に係る技術の開発及び改良に関すること（環境・海洋気象課の所掌に属するものを除く。）。

四　気象庁に所属する観測船に関すること。

五　離島における気象業務に関すること（地震火山部の所掌に属するものを除く。）。

六　気象測器その他の測器の需給計画に関すること（地震火山部の所掌に属するものを除く。）。

七　前各号に掲げるもののほか、大気海洋部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（気象リスク対策課の所掌事務）

第十六条　気象リスク対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　大気海洋部の所掌事務に関する災害の防止のための予報及び警報に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二　前号に掲げるもののほか、アジア太平洋地域における災害の防止のための気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（津波を除く。）の予報に関すること。

三　気象庁の所掌事務のうち地球環境に係る気象業務に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

（予報課の所掌事務）

第十七条　予報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び水象（津波を除く。）の予報及び警報に関すること（情報基盤部及び他課の所掌に属するものを除く。）。

二　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）、地球磁気、地球電気及び陸水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測並びにその成果の収集及び発表に関すること（地球環境・海洋部及び観測課の所掌に属するものを除く。）。

三　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び陸水象に関する情報の収集及び発表に関すること（地球環境・海洋部の所掌に属するものを除く。）。

四　気象測器その他の測器の検定に関する制度及び需給計画に関すること（地震火山部及び地球環境・海洋部の所掌に属するものを除く。）。

五　前各号に掲げるもののほか、観測部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（観測課の所掌事務）

第十六条　観測課は、次に掲げる事務（地球環境・海洋部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　気象、地象（地震及び火山現象を除く。）及び陸水象並びにこれらに関連する輻射に関する観測についての技術上の基準に関すること。

三　気象測器その他の測器に関すること（地震火山部及び計画課の所掌に属するものを除く。）。

（気象衛星課の所掌事務）

第十七条　気象衛星課は、気象衛星を利用して行う気象業務に関する事務（他部並びに計画課及び観測課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。